

# 預金規定への反社会的勢力排除条項導入のお知らせ

当金庫では、かねてより暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを推進しておりますが、この度、平成19年6月に政府が公表しました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にもとづき、平成23年4月11日（月）より預金規定へ反社会的勢力排除条項を導入いたします。

そのため、今後はお客さまが当金庫との取引を開始する際に、お客さまが反社会的勢力ではないことを表明し確約していただくこととなりました。お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

くわしくは、店頭窓口までお問い合わせください。

## 【反社会的勢力排除条項について】

- ・当金庫との取引を開始されるにあたり、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し確約していただきます。
- ・万が一、表明し確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、解約等の対象となります。
- ・また、すでにお取引いただいているお客さまでも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

## 【反社会的勢力排除条項を導入する預金規定】

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・一般当座勘定規定